

# 平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続:  有  無)

平成22年12月17日

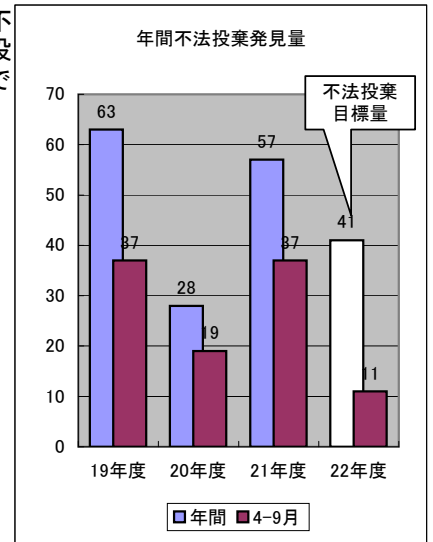
第三者委員会

No.25		都道府県名: 京都府			市町村等名: 舞鶴市		
対象地域: 舞鶴市全域				世帯数※: 34,551世帯		人口数※: 91,733人	
防止事業				引渡事業			
実施期間	平成21年2月1日 ~ 平成22年1月31日			実施期間	平成21年11月1日 ~ 平成22年1月31日		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視パトロールの実施</li> <li>・監視カメラシステムの設置</li> <li>・看板の設置</li> </ul>			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法	ボランテア団体が回収し、特定の場所まで輸送する。ボランテア団体が当該場所に輸送後、市の職員に連絡する。当該連絡を受けた職員は、当該場所から市の施設に輸送する。市の施設から指定引取場所へは年1回職員が輸送する。		
	エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計	
引渡事業の実績(台)	0	16	0	2	5	23	
	防止事業			引渡事業		合計	
	防止項目			小計	撤去等費用	再商品化等料金	合計
	設備費	労務費	その他経費				
事業に要した金額(千円)	1,253	5,201	0	(6,454)	0	64	(6,518)
交付した助成金額(千円)	626	2,600	0	(3,227)	0	64	(3,291)

※: 世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

## I. 事業協力の評価

舞鶴市の平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(63台)に対する平成22年度の目標削減率は34.9%(年間不法投棄目標量で41台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度では11台となっており、平成19年度同期比では70.3%減となっている。年間目標削減率の達成については引き続き今後の推移を見守る必要がある。



## II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 1) 防止事業及び引渡事業は計画通り実施された。
- 2) 舞鶴市の責務については、I. を除き適切に遂行されてるものと認められる。